

乱用薬物と戦う麻薬取締官！ 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

■ 麻薬取締官の使命と役割

麻薬取締官は、麻薬・覚醒剤・大麻等、薬物乱用の無い健全な社会を実現するため、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、薬物密輸・密売事件等の捜査に従事します。

さらに、病院や薬局における医療用麻薬等の管理に関する監督・指導、学生や各種団体に対する薬物乱用防止啓発活動、薬物乱用に関する相談への対応など、その活動は様々な分野にわたります。

また、国際会議に参加して世界的な薬物情勢について各国の関係機関と情報や意見の交換などを行っているほか、薬剤師で採用された職員の中には押収した薬物や尿の鑑定を行う者もいます。

■ 麻薬取締部・支所の組織

麻薬取締官は、厚生労働省の地方支分部局である地方厚生（支）局の麻薬取締部（支所）に所属し、全国12箇所（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡、小倉、那覇）に事務所があります。

現在の全国定員は296名という少数精鋭の組織で、うち沖縄麻薬取締支所は13名です。

■ 応募資格

次の①または②の条件を満たす方が採用試験応募資格者です。

- ① 国家公務員試験一般職試験（大学卒程度）の「行政」「電気・電子・情報」の一次試験合格者（ただし、最終合格者を採用の条件としています）。
- ② 薬剤師又は薬剤師国家試験合格見込みの者で、30歳以下であること（ただし、薬剤師国家試験合格見込みの者については、薬剤師免許の取得を採用の条件としています）。

■ 採用状況

過去3年の沖縄麻薬取締支所の採用状況

平成31年 一般職試験 行政（一）1名
令和3年 選考採用（薬剤師）1名

■ 採用後の処遇

採用後は、沖縄麻薬取締支所をはじめ、全国の地方厚生局麻薬取締部に配属されます。

また、職務の特殊性から、逮捕術訓練やけん銃射撃訓練も行います。



■ 先輩からのメッセージ 令和3年4月採用（3年目）麻薬取締官（厚生労働技官）女性

麻薬取締官の業務は、内偵や逮捕だけでなく、裁判所への令状の請求や被疑者の取り調べ、検察庁に提出する書類の作成、病院や薬局への立入検査など、多岐に渡ります。

特に捜査部門は、個人ではなくチーム全員で協力して行うため、先輩後輩関係なく意見を出し合う風通しの良い職場です。

また、テレビの刑事ドラマのような場面や、普段の生活では想像もつかない場面に遭遇することも多く、刺激的な仕事を希望される方にはとても面白いのではないかと思います。

ある意味特殊な仕事なので初めは戸惑うこともありますが、そんな時は経験豊富な周りの先輩がフォローしてくれます。

事件が解決した時は大きな達成感とやりがいを感じることができるので、麻薬取締官の業務に少しでも興味を持たれた方は是非検討してみてください。

